

令和2年11月13日

弥富市議会

議長 大原 功 様

請願者

住所 名古屋市中区丸の内3丁目7番9号
チサンマンション丸の内第2 303
氏名 名古屋市民オンブズマン
代表 新 海 聡

紹介議員

弥富市議会議員 江 崎 貴 大

弥富市議会に「市議会正常化」を求める請願書

第1 請願の趣旨

弥富市議会において、以下の2点を確認する決議をされるよう、求めます。

記

- 1 弥富市議会議員および同市議会議員になろうとする者が、地方自治法にもとづいて住民監査請求および住民訴訟を提起することを自由にできること。
- 2 弥富市議会議員および同市議会議員になろうとする者が、議会以外の場において、適法な手段で行政を監視し、是正をしようとする行為を自由にできること。

第2 請願の理由

- 1 弥富市議会は令和2年9月23日付けで加藤明由議員に対して、辞職勧告決議（以下「本件決議」という。）を行った。本件決議は、市民オンブズマン活動を「行政の外部から行政を監視しこれを是正する」活動と規定したうえ、かかる活動をする

ことは、地方議会の議員の本来の趣旨に適合しない、とし、加藤氏が弥富市議会議員となった以上は市民オンブズマン活動をやめるべきであり、市民オンブズマン活動に専念するのであれば、議員を辞職すべきだ、という内容である。

- 2 しかしながら、上記決議は以下の問題を含む。第1に、市民オンブズマンおよび市民オンブズマン活動をする者の名誉を毀損するとともに、これらの者の集会・結社・表現の自由を侵害すること、第2に、執行部をチェックする議会の役割についての根本的な誤解があり、市民の議会に対する信頼を著しく害すること、第3に、議会内に分断を生じさせ、議会内での異論を排除する内容であること、の三点である。以下、詳論する。

- 3 市民オンブズマンおよび市民オンブズマン活動を行う者の権利侵害

本件決議においてなされた市民オンブズマン活動の定義はほぼ、正確に市民オンブズマン活動を定義づけているから、本件決議は、市民オンブズマン活動を、議員を辞めるべき不祥事と同視するとともに、私たちを含む市民オンブズマンのメンバーや市民オンブズマン活動を行う市民は議員になるべき適格性を欠き、議員たる者は辞職すべきであり、議員になろうとする者は立候補を控えよ、という意思の表示ということになる。

しかしながら、本件決議の示す市民オンブズマン活動はいずれも、憲法92条の地方自治の本旨をうけた地方自治法によって、当該地方公共団体の住民すべてに認められる権利の行使であり、議員をやめるべき不祥事にあたるものではないこと、明らかである。

したがって、本件決議は、適法な権利行使をしたに過ぎない市民を、議員を辞めなければならないほど違法性の高い不祥事をした、として指弾するものであり、市民オンブズマンおよび市民オンブズマン活動を行う市民に言われなき誹謗中傷を加えるものであるとともに、その活動を萎縮させ、団体および個人の表現の自由を侵害するものである。

4 議会のチェック機能の放棄

本件決議は、「地方議会は地方行政の一翼を担っている側面があり、地方議会の議員がオンブズマン活動を行うことは本来の趣旨に合致しない」と述べている。しかし、地方議会の仕事は予算案の承認や執行部に対する質疑や質問などを通して、執行部をチェックする行動であり、行政監視という点では市民オンブズマンと目的を一にすることはあっても、本来の趣旨に合致しない、などということはあるまい。にもかかわらず弥富市議会があえて本件決議にかかる一節を設けていることは、弥富市議会が執行部と一体となって行政の運営をすることを是としていると見て取れる。しかし、これは議会の機能の誤解である。そればかりか、市民オンブズマンや多くの市民が指摘してきたように、我が国全体で問題提起されている、議会による執行部チェックの形骸化をかえって是認し、議会のチェック機能を放棄する宣言と見て取れる。かかる決議は、議会に対する市民の信頼を著しく害するもので、議会不要論すら生じさせるものである。

5 議会に分断と排除の論理を持ち込む

最後に、本件が辞職勧告、という形をとっている点の問題である。加藤議員が市民オンブズマン活動を行っていることと、同人が議会の議員であることは法的に完全に両立する。また、住民訴訟の判決で弥富市が勝訴しようと、それは法にもとづく住民訴訟を行う権利を行使した結果に過ぎず、住民訴訟を提起したことが非難されるものでもない。したがって、本件決議は、市民オンブズマン活動をする、自分とは考えの異なる議員を議会から排除する、という目的に出た以外のものではない。しかし、かかる態度は、自分と異なった意見そのものが議会に流入することを認めないものであって、言論の府であるはずの議会の在り方とは相容れず、民主主義に反するものであることは明らかである。

6 結び

本件決議には、以上の重要な問題点がある。また、本件決議は、議員の市民的自由についての問題を提起しただけでなく、弥富市議会が今後も民主主義や市民的自

由を尊重する存在たり得るかについて、マスコミや市民の高い関心を集めている。

このような状況だからこそ、市民オンブズマンに対する名誉を回復するとともに、弥富市議会への信頼をとりもどすために、いわゆる市民オンブズマン活動が誰にも開かれていること、弥富市議会は排除の論理で行動しないことを明らかにすべきである。

かのヴォルテールは「私はあなたの意見には反対だ。だがあなたがそれを主張する権利は命をかけて守る。」と述べた。異論を排除しない民主主義を、弥富市議会の議員が一人でも多く実践されることを求め、本請願をする次第である。

以上